

社団法人日本雪氷学会 凍土分科会 運営内規

(名称)

第**1**条 この分科会は、社団法人日本雪氷学会定款第**31**条および細則第**31～35**条に基づいて設置されたもので、社団法人日本雪氷学会凍土分科会と称する。

(目的)

第**2**条 この分科会は、凍土に係わる研究と技術の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第**3**条 この分科会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 凍土研究および技術開発の推進。
- 2) 総会の開催および凍土に係わる研究会や集会の開催を通じた、会員間の情報交換や研究交流の推進。
- 3) 凍土分科会ホームページ、セミナー等を通じた凍土に関する啓蒙および広報活動。
- 4) その他本分科会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第**4**条 この分科会は、凍土に関心をもつ社団法人日本雪氷学会員により構成される。ただし、雪氷学会非会員であっても、入会意志を有する者が分科会準会員として参加することを認める。

- 2 この分科会は、分科会会長1名、幹事若干名、会計監事**1**名をおく。
- 3 この分科会は、総会において、分科会会員の中から会長および役員を選出する。役員の任期は2年を原則とし、再任を妨げない。
- 4 この分科会会長は、会務を総括する。また、年次総会を召集し、その議長を務める。
- 5 年次総会は、出席会員により、事業報告と計画、会計報告と計画、役員選出、運営内規の変更、その他重要な事項の審議を行う。
- 6 この分科会は、社団法人日本雪氷学会理事会の承認を受けた一定額の分科会会費を徴収することができる。

付則：この運営内規は、**2003**年**4**月**1**日から施行する。